

皆さんおはようございます。本定例会議もどうぞよろしく申し上げます。

先程、決算特別委員長から承りました、御議論いただきました様々な御指摘を受け止めて予算編成等に臨んで参りたいと存じます。

まず、説明に先立ちまして、琵琶湖の水位について申し上げます。

琵琶湖の水位につきましては、一昨日 27 日にマイナス 65 センチに達したことから、2 年ぶりに、土木交通部長を議長とする水位低下連絡調整会議を設置し、影響把握のための調査を進めているところです。

今後も水位低下が懸念されますことから、県民や下流府県の皆様に対しまして、琵琶湖の水を大切に使用していただくよう様々な機会を通じて発信するとともに、状況を注視し、国土交通省をはじめ関係機関とも連携しながら対応に当たってまいります。

次に、本県の経済・社会情勢について申し上げます。

今月 14 日公表の日本銀行京都支店の管内金融経済概況では、滋賀県の景気判断は「持ち直している」とされていますが、昨年来の円安や資源価格の上昇等に伴うエネルギーや食料品等の物価高騰が、県民生活を圧迫し、事業活動にも多大な影響を及ぼしております。

国においては、物価高から国民生活を守り、デフレからの完全脱却を図るための経済対策関連予算を編成していますが、本県におきましても、しが割第 3 弾を実施しているとともに、国の経済対策関連予算に呼応して、速やかに効果的な施策を講じ、県民や事業者の皆様に必要な支援をお届けすることができるよう、補正予算案の提出に向けて準備をしているところです。

次に、令和 7 年に本県で開催する国民スポーツ大会および全国障害者ス

ポーツ大会、ならびに大阪市・夢洲で開催されます大阪・関西万博について申し上げます。

まず、わたSHIGA輝く国スポ・障スポについては、総合開会式まで669日となりました。

先月開催された、燃ゆる感動かごしま国体では、選手の皆さんの活躍により、天皇杯総合成績は17位、皇后杯は15位と、昨年を上回る成果を挙げることができました。

2年後の国スポに向けまして、目標である天皇杯、皇后杯の獲得を目指し、更なる競技力の向上に努めてまいります。

また、かごしま国体では、総合開会式の会場の盛り上がりや、街中での賑わいなど、来県者をお迎えする暖かい雰囲気や大会に対する県民の熱意を感じることもできました。

本県の大会におきましても、滋賀らしいおもてなしをもって、御来県いただく選手や応援に来られる方々に御満足いただけるよう、引き続き準備を進めますとともに、スポーツを楽しむ環境づくりや開催競技のシンボルスポートとしての定着、障害のある人の社会参加の推進、そしてスポーツツーリズムの展開による滋賀の魅力向上と地域の活性化などといったレガシーの創出・継承についてもしっかりと取り組みを進めてまいりたいと存じます。

次に、大阪・関西万博について申し上げます。

大阪・関西万博につきましても、開催まで明日で500日の節目を迎えます。

本県がブース出展いたします関西パビリオンにつきましても、先月、起

工式を行い、令和7年2月の完成を目指しております。

「水とのつながり」を大切にしながら、滋賀の自然を中心とした魅力をダイナミックに演出し、ワクワクできる体験が提供できるよう準備を進めてまいります。

そして、いよいよ明日から、入場チケットの前売り販売が開始されます。

県内の子どもたちが、一人一回は万博を訪れることができるよう、必要な支援を検討してまいります。

また、開催500日前を控える今月には、すべての生命の源である「水」をみんなで守り、次世代に継承することができるよう、琵琶湖の湖上でのフォーラムの開催や、就任後まもなく1年となる関西広域連合の連合長として、淀川において清掃活動を行いましたほか、来月には万博のユニフォームを琵琶湖のヨシから制作するプロジェクトとして、高島市内でヨシ刈りが開催されることもございます。

こうした取組などによりまして、万博に向けた機運が更に高まるよう関西広域連合の構成団体等と連携いたしますとともに、滋賀県内の企業等の参画機会の創出、滋賀への誘客促進にもつなげてまいります。

それでは、11月定例会議を開会するに当たりまして、提出いたしました諸案件の概要を御説明申し上げますとともに、当面する諸課題につきまして、所信を述べさせていただきます。

最初に、世界とのつながりと滋賀の魅力発信について申し上げます。

11月2日から5日までの4日間、ベトナムを訪問してまいりました。

本県の産業振興を進める上で、企業の人材不足が課題となっており、都

市部からの還流促進や、他府県への流出防止と合わせて、外国人材の活躍が重要であると考えています。

これまでから高度人材の受入れに向けてハノイ工科大学と連携してまいりましたが、大学のディエン副学長と会談し、ベトナムの優秀な学生が滋賀で就職することができるよう、滋賀経済産業協会とともに更なる連携強化について確認してきたところです。

また、大学内では、本県が提供する日本語講座の受講生と交流したほか、ジョブフェアにおいては出展企業とともに滋賀の魅力をPRいたしました。

意欲的で志が高い学生に夢や可能性を感じ、将来、滋賀の企業の幹部として滋賀県経済をけん引するとともに、相互に往来しながら、ベトナムの発展に貢献する未来の若者の姿に、大きな期待を抱きました。

一方で、外国人材が長期にわたり活躍できるよう、日本語習得や企業文化等の理解促進の機会創出といった就職後の定着支援に加えまして、安心して生活するための住まいの確保をはじめ、福祉や教育制度の充実も重要であると感じたところであり、多文化共生にも更に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、11月4日から9日までは、江島副知事をオーストリアとハンガリーに派遣し、オーストリアでは、ブルゲンラント州と今後の交流に向けての覚書を締結し、ハンガリーでは、バラトンフェレドで開催された第19回世界湖沼会議に参加してまいりました。

ブルゲンラント州は、オーストリア最大の湖であるノイジードラー湖に面し、湖沼の環境保全や観光への活用、湖周辺での音楽祭の開催やサイクリングロードの整備など、本県と親和性が高い要素が数多くあります。

こうしたことから、文化、環境保護、経済・観光など、5分野で相互交

流と協力を進めることとしたところであり、今回の覚書を端緒として、両県州の発展に向けた関係構築を進めてまいります。

また、世界湖沼会議におきましては、開会式での江島副知事のスピーチの中で、持続可能な湖沼管理に向けて、「世界湖沼デー」制定の呼びかけを行うとともに、マザーレイクゴールズを取組を紹介し、多くの参加者から、共感と賛同が得られたところです。

分科会では、ミシガン州やニカラグア・マナグア市と、それぞれ共同でプレゼンテーションを行いましたほか、本県とハンガリーの高校生がオンラインで意見交換を行い、将来の湖沼環境保全に向けたユース宣言を発表いたしました。

今後とも、世界の湖沼環境保全と水問題の解決に向けて、本県の経験や取組を発信することで国際貢献を果たすとともに、今回の会議で得られた知見を活かし、琵琶湖の保全再生に向けた取組を進めてまいります。

さらに、先月から今月にかけて、姉妹友好州省であるミシガン州と湖南省からそれぞれ友好交流団を受け入れております。

ミシガン州からは、10月19日から26日まで交流55周年に合わせて4年ぶりに使節団をお迎えし、県内の各市町でのホームステイの受入れなどを通じて、相互理解と友情を深めました。

また、湖南省からは、11月10日から11日まで代表団をお迎えして、提携40周年記念式典やレセプション等を開催し、青少年交流を更に推進し、世界の恒久平和と繁栄の礎となることを一層意識して、様々な分野で交流を進めることとしたところであり、双方の更なる発展と交流の深化に向けて引き続き尽力してまいります。

加えまして、奥村議長には、世界湖沼会議への御出席の前に、私からの

親書を携え、バチカンを訪問いただき、安土山図屏風の探索の協力依頼を行いますとともに、大阪・関西万博などを契機とした文化交流に向けて親善を深めていただきました。

また、これまで経済・産業分野等の交流を進めてきた台南市とは、サイクルツーリズムに関する新たな覚書を締結しております。

このように、これまでの「世界とのつながり」を活かしつつ、新たな関係を構築していくことも通じまして、今後とも滋賀の魅力を国内外に向けて積極的に発信し、未来を見据えて滋賀が世界とともに発展するよう努めてまいります。

次に、手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例の制定について、申し上げます。

滋賀県では、平成 31 年、2019 年に障害者差別のない共生社会づくり条例を制定し、県民の共感と連帯、そして協働による共生社会の実現に取り組んできたところであります。

障害のある方が社会の一員として、あらゆる分野の活動に参加し、県民みんなで目指す共生社会をより豊かなものにしていくためには、自ら情報を十分に取得し、その情報をもとに意思の決定や表明を行い、他者との疎通を不便なく図ることができる環境を整えることが不可欠である、と考えております。

今定例会議に提出させていただいた本条例案には、障害当事者や関係団体、学識経験者の方による議論や、県民フォーラムにおける意見などを踏まえまして、ろう者の言語である手話をはじめ、多種多様な障害の特性に応じた意思疎通等の手段に関する啓発や学ぶ機会の確保、また、日々進歩する情報通信機器等を活用できるよう、その利用方法を習得するための取組に対する支援、などを盛り込んでおります。

本条例の制定を新たな契機といたしまして、すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、能動的に参画できる共生社会を目指して引き続き取り組んでまいります。

次に、第4期教育振興基本計画の策定について申し上げます。

教育振興基本計画につきましては、平成21年に策定いたしました第1期計画以来の基本目標である、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を、次期計画におきましても、引き続き掲げることとしています。

加えまして、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング」の概念を「三方よし」の考え方になぞり、子どもたちの幸せとともに、教職員や家庭等においても、教育への関わりを通じた幸せの実現を目指していくことといたします。

こうした目標の達成に向けましては、教育に関わるすべての人々が愛情の重要性を再認識し、また、学習者一人ひとりを主体として大切にしながら、自然・歴史・文化などの滋賀の恵みをあらゆる学びの場面で存分に生かせるよう、施策を展開してまいりたいと考えております。

具体的には、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成などを通して、子どもたちの夢と生きる力を育むとともに、「わからない」「助けて」と言える環境を大事に、教員をはじめとする学びの基盤をしっかりと支え、学びの充実につなげてまいります。

また、不登校をはじめ困難な環境にある子どもたちの学びを、福祉分野との連携や、社会全体で支えられるよう支援を行うことにより、多様な学びの機会や居場所の確保なども進めてまいります。

今後、本計画に基づきまして、本県教育の一層の振興に努め、少子化やグローバル化など急激な変化が見込まれる社会にありましても、自ら未来

を切り拓くことのできる人づくりに取り組んでまいります。

次に、滋賀県立高等専門学校について申し上げます。

令和 10 年、2028 年 4 月の開校を目指す県立高専につきましては、今月 24 日に開催した構想推進本部会議において、基本構想 1.0 の策定以後の検討内容や課題認識を踏まえ、内容を深化させた「基本構想 2.0」の素案を公表いたしました。

この中では、県立高専の特徴の具体化を図ることとし、一般・専門の両科目での情報技術科目の設定、学年やコースを超えた課題解決型学習、そして、インターンシップやアントレプレナーシップ教育の充実等により、専門的技術を用いて価値創造ができる実践的な高度専門人材を育成することとしています。

また、実践力修得のための学びに当たりましては、地域や学術機関、産業界等との連携・共創が不可欠であり、特に、産業界との長期的、継続的な関係構築を進めていくこととしております。

これを受けまして、今般、産業界との共創に向けた「フォーラム」を立ち上げたところであり、来年 2 月には創立記念イベントを開催するなど、情報の共有を進め、多様な企業が参画可能となるよう進めてまいります。

今後、構想推進本部会議でいただいた御意見等を踏まえながら、基本構想 2.0 を更に深化させることで、滋賀発で次代の社会を支える高度専門人材を育成し、技術者の育成・交流のためのハブとなる県立高専の開校に向けて着実に準備を進めますとともに、県内の理系人材の育成や裾野拡大についても取り組んでまいります。

それでは、提出いたしました案件について、御説明申し上げます。



まず、予算案件でございます。

議第 132 号は、一般会計の補正予算案でございます、

人事委員会の職員の給与等に関する勧告や、滋賀応援寄附の寄附見込額の増加を踏まえ、24億5,912万2千円の増額補正を行おうとするものでございます。

議第 133 号から議第 139 号までは、特別会計および企業会計の補正予算案でございます、

それぞれ人事委員会の職員の給与等に関する勧告等を踏まえ、増額補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございます。

議第 140 号は、先ほど申し上げた、手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例を制定しようとするものでございます。

議第 141 号、議第 142 号および議第 144 号から議第 146 号までは、いずれも給与条例の改正でございます、

特別職の期末手当の支給割合、知事部局等の職員および公立学校職員の給料月額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合等について、それぞれ改定を行うとともに、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための改正を行おうとするものでございます。

議第 143 号は、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございます。

議第 147 号は、損害賠償の額を定めることについて、

議第 148 号から議第 156 号までは、指定管理者の指定について、

議第 157 号は、公立大学法人滋賀県立大学定款の一部を変更することについて、

議第 158 号は、令和 6 年度において発売する当せん金付証票の発売総額について、

議第 159 号は、関西広域連合規約の変更について、

議第 160 号は、第 4 期滋賀県教育振興基本計画の策定について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。